

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 1月 18日

【会社名】 小金井ゴルフ株式会社

【英訳名】 KOGANEI GOLF CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役常務 中野 喜一郎

【本店の所在の場所】 東京都小平市御幸町331番地

【電話番号】 (042)381 - 1221

【事務連絡者氏名】 エグゼクティブマネージャー 磯 曜士郎

【最寄りの連絡場所】 東京都小平市御幸町331番地

【電話番号】 (042)381 - 1221

【事務連絡者氏名】 エグゼクティブマネージャー 磯 曜士郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 360,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式です。 単元株制度は採用していません。

(注) 平成22年 1月 17日開催の取締役会決議によります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	6株	360,000,000	180,000,000
計(総発行株式)	6株	360,000,000	180,000,000

(注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2 全株発行会社にて直接募集を行います。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
60,000,000	30,000,000	1株	平成22年2月9日（火）から 平成22年3月12日（金）まで	1株につき 60,000,000	平成22年7月1日（木）

- (注) 1 一般募集の方法により行うものとし、第三者割当は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 本募集は、当社が経営するゴルフ場の正会員となることが条件であり、正会員となるための入会審査を行います。申込期間はゴルフ場への入会申込期間となります。申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込をするものいたします。
- 4 申込が募集株式数を超過した場合は、ゴルフ場の正会員となるための入会審査を入会申込書の到着順に行った上、募集株式数を上限とし、発行株式数といたします。申込が募集株式数に満たない場合においてもゴルフ場の正会員となるための入会審査を行い、承認された方の数をもって発行株式数といたします。
- 5 申込証拠金は、後記払込取扱場所にゴルフ場の正会員となることが承認された日から払込期日までに払込むことといたします。
- 6 申込証拠金には利息をつけません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
小金井ゴルフ株式会社	東京都小平市御幸町331番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行小金井支店	東京都小金井市本町5 - 13 - 3
株式会社三菱東京UFJ銀行小金井支店	東京都小金井市本町2 - 6 - 3
株式会社三井住友銀行花小金井支店	東京都小平市花小金井1 - 10 - 7

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
360,000,000	3,300,000	356,700,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

使途	金額(円)	支出予定時期
バンカー改修に係る設備投資	100,000,000	平成22年7月から 平成22年12月
固定資産税、人件費、水道光熱費の支払などの運転資金	256,700,000	平成22年7月から 平成22年12月

(注) 差引手取概算額 356,700,000円につきましては、現在、バンカーの改修に係る設備投資に100,000,000円を充当する予定であります。また、残額256,700,000円は、固定資産税、人件費、水道光熱費の支払などの運転資金に充当する予定であります。具体的な使途の内訳については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第73期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年3月27日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年1月18日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年1月18日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第73期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第74期中)	自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日	平成21年9月29日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 3月28日

小金井ゴルフ株式会社
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員

植木 暢 茂
業務執行社員

指定社員

武 川 博 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小金井ゴルフ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小金井ゴルフ株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月21日

小金井ゴルフ株式会社
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員

植木 暢 茂
業務執行社員

指定社員

武 川 博 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小金井ゴルフ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小金井ゴルフ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月25日

小金井ゴルフ株式会社
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指定社員	公認会計士	植木 暢 茂
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	武川 博 一
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小金井ゴルフ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第73期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、小金井ゴルフ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年9月25日

小金井ゴルフ株式会社
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指定社員	公認会計士	植木 暢 茂
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	武川 博 一
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている小金井ゴルフ株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第74期事業年度の中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、小金井ゴルフ株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。